

第14回
非戦・平和展

平和憲法の精神に学ぶ

私にとって国とは何か

全戦没者追弔法会 開催にあたって

私たちの宗門は、明治期以降、宗祖親鸞聖人の仰せになきことを仰せとして語り、戦争に協力してきました。侵略戦争を「聖戦」と呼び、仏法の名のもとに、多くの青年たちを戦場へと送り出しました。そして遺族のみならず、アジア諸国、とりわけ中国、朝鮮半島の人々に、計り知れない苦痛と悲しみを強いてきました。

これらに対する懺悔の思念を旨として、宗門は1995年に「賜った信心の智慧をもって、宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまない」（「不戦決議」）という誓いを表明しました。

戦後69年が経過し、平和を正義に掲げた戦争への足音も再び聞こえはじめた今、「私にとって国とは何か」を自分自身の問題として確かめなければなりません。

私にとって国とは何なのか？ 国家とは何なのか？

現代社会に眼を向けてみると、国家による殺人ともいえる死刑執行、国家による殺し合いに他ならない戦争も依然として絶えることがありません。私たちが生きるこの日本においても、再び戦争ができる国家を目指した憲法改正に向けての積極的議論が続いています。

“私にとって”とは、自分を「正しいもの」として国家を外から眺めて単に批判的に議論することではなく、まぎれもない私一人が、誰に代わることなくここに生きる存在として背負う国を見つめるということです。

「いずれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし」（『歎異抄』）と我が身の痛みを伴って、地獄を作らずにはおれない人間存在の闇、すなわち愚の大地にひれ伏す時、そこに広がる仏国土という地平に導かれ、この世に生きる「愚か」としかいいようのない我々人間の生き方を厭い歩む道が始まるのではないのでしょうか。

ここに私にとっての国を問い、如来の本願に照らし出された私一人の大地に立つ歩みを続けること、そして非戦・平和への歩みを続けることを決意して、この法会をお勤めいたします。

2014年3月

宗務総長 里雄 康意



本年の非戦・平和展では、明石書店発行の『えほん日本国憲法』を展示いたします。展示掲載の許可をいただきました野村まり子さんと、明石書店の皆さまにお礼申し上げます。



「自国の人々と他国の人々との血を流して書き上げられた憲法」

鈴木 大拙

1、平和憲法の本質に学ぶ

日本国憲法の誕生

日本国憲法の特徴は、平和主義、とりわけ戦争放棄と軍備不保持を定めた九条であると言われています。320万人と言われる自国民の戦死者と、2000万人をこえるアジア太平洋地域の死者をだした戦争は1945(昭和20)年8月14日、ポツダム宣言(1945年7月26日、米・英・中が日本に対して発した共同宣言)の受諾により終結しました。

当初日本政府は、ポツダム宣言を黙殺していましたが、広島・長崎への原爆投下、ソ連の参戦により、8月14日に受諾し、戦争は終結しました。

敗戦とともに日本は米軍を中心とする連合軍の占領下におかれ、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーに、ポツダム宣言に基づいて占領管理を遂行する全権が与えられました。

日本政府はポツダム宣言の受諾にあたり、大日本帝国憲法(明治憲法)上の天皇の地位に変更を加えないことを求めました。しかしポツダム宣言は、「平和的傾向を有する責任ある政府の樹立」、「民主主義的傾向の復活強化」、「基本的人権の尊重の確立」などを要求しており、必然的に明治帝国憲法の根本的な改革が迫られることになりました。

同年10月4日、マッカーサーと会見した近衛文麿国務相は憲法改正の示唆を受けました。翌5日東久邇宮内閣が総辞職し近衛は閣僚をはずれた以降も、佐々木惣一東京帝国大学名誉教授を内大臣府御用掛に任命し、改憲の調査を継続させました。

一方、10月11日マッカーサーに「憲法の自由主義化」を要求された幣原喜重郎首相は、同月25日に松本烝治国務相を委員長とする憲法問題調査委員会を設置して改正草案の作成に着手しました。政府による憲法改正は、内大臣府と憲法問題調査委員会の二本立てですすめられました。しかし11月1日には、GHQが近衛ら内大臣府の動きには関知しないことを表明し、それ以降調査は継続され、天皇にその成果は報告しましたが、立ち消えとなっています。憲法問題調査委員会は10月27日から審議を重ね、翌年2月8日に「憲法改正要綱」をまとめGHQへ提出しました。



1945年9月2日、米海軍ミズーリ上で
ポツダム宣言に調印

「ポツダム宣言」

米・英・中3国が日本に占領方針を示し、無条件降伏を迫った共同宣言。軍国主義勢力の排除、連合国による日本占領、カイロ宣言の履行、日本の主権を本州・北海道・九州・四国および連合国が決める諸小島に制限すること、軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰、民主主義・基本的人権の確立など、全13項からなっていた。



「終戦の詔書」

所蔵：国立国会図書館

天皇の大権に基づいてポツダム宣言受諾に関する勅旨を国民に宣布した文書。1945(昭和20)年8月14日発布され、戦争終結が公式に表明された。翌15日正午、ラジオ放送を通じて広く国民に報じられた。

各方面での憲法草案の作成

政府側が秘密裏に改正草案作りを進めていたころ、民間有識者においても憲法改正草案の作成が進められ、1945年末から翌春にかけて次々と公表されました。その代表例が、1945年12月26日に発表された憲法研究会の「憲法草案要綱」です。また1946年には、各政党による改正草案が相次いで発表されました。自由党案と進歩党案は、明治憲法の根本は変えずに多少の変更を加えたものであったのに対して、共産党案は天皇制の廃止と人民主権を主張し、社会党案は国民の生存権を打ちだした点に特徴がありました。

「憲法研究会」は、1945年10月末に高野岩三郎が鈴木安蔵(憲法学者)に提起し、同年11月5日、杉森孝次郎(元早大教授)、森戸辰男(元東大助教授・後に片山・芦田内閣の文部大臣)、室伏高信(評論家・元朝日新聞記者)、岩淵達雄(政治評論家・元読売新聞政治記者)らが集まり発足させた民間の憲法制定研究団体です。

1945年12月26日に「憲法草案要綱」をGHQに提出しました。

「憲法草案要綱」には、「日本国の統治権は、日本国民より発する」「天皇は、国民の委任により専ら国家的儀礼を司る」「国民の言論・学術・芸術・宗教の自由を妨げる如何なる法令をも発布することはできない」「国民は、健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する」「男女は、公的並びに私的に完全に平等の権利を享有する」などが明記され、現行の日本国憲法と通ずる部分が多数ありました。



マッカーサーを訪問した昭和天皇

天皇「人間宣言」

1946（昭和21）年1月1日に発せられた詔書。このなかで昭和天皇は、天皇を現御神（アキツミカミ）とするのは架空の観念であると述べ、自らの神性を否定した。これは、後に、天皇の地位に根本的な変更がもたらされる布石ともなった。同日、マッカーサーはこの詔書に対する声明を発表し、天皇が日本国民の民主化に指導的役割を果たしたと高く評価した。

憲法研究会「憲法草案要綱」 1945年12月26日

所蔵：国立国会図書館

憲法研究会は、1945（昭和20）年10月29日、日本文化人連盟創立準備会の折に、高野岩三郎の提案により、民間での憲法定定の準備・研究を目的として結成された。事務局を鈴木安蔵が担当し、他に杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄等が参加した。「憲法草案要綱」として、同会から内閣へ届け、記者団に発表した。同要綱の冒頭の根本原則では、「統治権ハ国民ヨリ発ス」として天皇の統治権を否定、国民主権の原則を採用する一方、天皇は「国家的儀礼ヲ司ル」として天皇制の存続を認めた。また人権規定においては、留保が付されることはなく、具体的な社会権、生存権が規定されている。なお、この要綱には、GHQが強い関心を示した。

憲法草案要綱

高野岩三郎、馬場恒吾、杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵

根本原則（統治権）

- 一、日本国の統治権は日本国民より発す
- 一、天皇は国政を親らせず国政の一切の最高責任者は内閣とす
- 一、天皇は国民の委任により専ら国家的儀礼を司る
- 一、天皇の即位は議会の承認を経るものとす
- 一、摂政を置くは議会の議決による

国民権利義務

- 一、国民は法律の前に平等にして出生又は身分に基く一切の差別は之を廃止す
- 一、爵位勲章其の他の栄典は総て廃止す
- 一、国民の言論學術芸術宗教の自由に妨げる如何なる法令をも発布するを得ず
- 一、国民は拷問を加へらるることなし
- 一、国民は国民請願国民発案及国民表決の権利を有す
- 一、国民は労働の義務を有す
- 一、国民は労働に従事し其の労働に対して報酬を受くるの権利を有す
- 一、国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す
- 一、国民は休息の権利を有す国家は最高八時間労働の実施勤労者に対する有給休暇制療養所社交教養機関の完備をなすへし
- 一、国民は老年疾病其の他の事情により労働不能に陥りたる場合生活を保証する権利を有す
- 一、男女は公的並私的に完全に平等の権利を享有す
- 一、民族人種による差別を禁す
- 一、国民は民主主義並平和思想に基く人格完成社会道徳確立諸民族との協同に努むるの義務を有す（後略）



鈴木 安蔵

■日本国憲法の公布

1946(昭和21)年11月3日「帝国憲法改正案」は天皇の裁可を経て「日本国憲法」として公布されました。翌年5月3日「日本国憲法」施行。施行に際して新しい皇室典範が法律として制定され、国会法、内閣法、裁判所法、地方自治法などが新たに制定され、刑法、民法においても「不敬罪」「大逆罪」が廃止されました。

「日本国憲法」公布の後、1946年12月1日、国民に対して新憲法の精神を普及することを目的に芦田均会長のもと「憲法普及会」が組織されました。「憲法普及会」は、憲法の成立過程をあつかった映画の製作や「憲法音頭」等の歌を通じた啓蒙普及活動を展開しました。全国民への憲法の普及を目的にした『新しい憲法 明るい生活』は、2千万部が全国の各世帯に配布されました。

1946年11月4日、芦田均は「新憲法」と題してラジオ放送で講演を行いました。そこでは新しい憲法の特徴として次のように述べています。

「戦争の放棄に就ては、吾国再建の旗印として、吾々国民の平和に対する熱望を大胆率直に表明したものであります。我新憲法の如く全面的に軍備を撤去して、戦争を放棄する意嚮を規定したものは、世界に於て唯一つの例でありまして、今後地球の表面から実の空念仏と化せられて了つたのである。戦争を追ひ払つて、恐るべき破壊を救はんとする理想を掲げて全世界の良心に懇へようとするものであります。」



1946年10月6日、衆議院本会議にて

日本国憲法 1946年11月3日
1946年6月25日に帝国議会上程された憲法改正案は、4か月にわたる両議院の審議を経て、同年10月6日、衆議院で最終的に可決された。その後、枢密院に再諮詢され、同月29日可決、11月3日「日本国憲法」として公布された。



日本国憲法(御署名原本) 所蔵: 国立公文書館

憲法普及会の活動

1946(昭和21)年12月1日、「新憲法の精神を普及徹底し、これを国民生活の實際に浸透するよう啓発運動を行うこと」を目的として憲法普及会が設立され、憲法公布後1年間、利用可能なメディアのほとんどすべてを動員した活動が展開された。設立の背景には、日本政府が自ら普及活動を行うことが対外的に重要と考えたGHQの強力な指導があったといわれている。

普及会では、まず活動の中核を担う公務員の養成を目的に、翌年2月15日から4日間、東京大学の安田講堂で特別講習会を開催した。その時の講義録が『新憲法講話』である。『新憲法講話』が、普及活動を行う人を養成する際の教科書という性格が強かったのに対し、『新しい憲法明るい生活』は、直接国民への普及を図るために刊行され、全国の各家庭に配布された。『新憲法講話』は5万部、『新しい憲法明るい生活』は2000万部発行された。



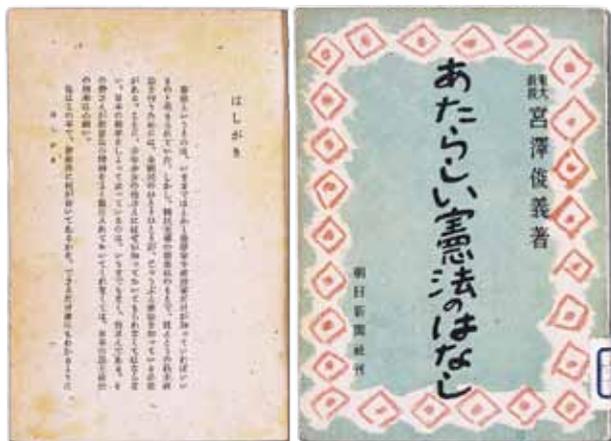
『新しい憲法明るい生活』 所蔵：国立国会図書館



「憲法普及運動」の紙芝居

朝日新聞社提供

「憲法普及運動」の紙芝居隊が5月5日、都内を回り、人気を集めた。〈紙芝居のケンイをすぐった上手ばかり。子どもばかりでなく大人の聞き手が目立った。「コクミンが一番エライのであります」などと、しぶい名調子でやられる方が大臣閣下のメイ演説よりよほど良くわかる〉と報道されている。(5月6日付朝日新聞)



『あたらしい憲法のはなし』 所蔵：国立国会図書館



「日本國憲法解説並附圖」

所蔵：国立国会図書館

新憲法の基本理念をわかりやすく伝えるために作られた色刷りの解説図。美しい色彩とユーモラスな絵柄で「国民の権利及び義務」「個人的人格権」「国民の平等性」などの各テーマを表現している。憲法普及会の推薦図書にもなった。

大正五年三月二十四日
第三種郵便物認可
第三十番発行
昭和二十二年六月十五日印刷
昭和二十二年六月三十日發行
五四一號

眞宗

六月號

眞宗大谷行發所

新しい世界と眞宗

籙 含 雄

新憲法において、國民の信教の自由は基本的人權であると定められました。これは正しい宗教的な信仰に對しては、いかなる權力をもつても手をいれることができず、あらゆる法律をも超えた自由であるという意味であつて、信仰の要求と、信仰の威力を認めたものであります。

佛敎が最も高貴な宗教的内容をもつてゐることは私達の不動の信念であります。しかし世界には、さまざまな宗教が有るのであるから、それらの善さを知り、それと親しい友となることは、道心をもつものとして當然であります。そこに己が信仰は、ますます純粹となり確實となるのであります。

まことに金剛の眞信は一心一向でなければなりません。水に流れず火に燃えず、身も命もあけて畏れないのが聞法者の法悦であります。本願念佛の眞宗が、ありとあらゆる人間の法悦の源泉であります。それを信じてゆるがず、そこに入つて満されるのが眞宗の行人であります。

思うに、世界の苦悶は私のそれであり、私の苦悶は世界のそれでありませう。いまや展轉する世界は、ひたすらに「中」の世界を求めて、あえいであるかに見えます。それは有にかかず無によらず、右にかたよらず左にかたむかぬ世界であります。そこに平和と平等が望まれるのであります。

まことの平和と平等とは、歸依なきところには生れないものであります。それゆゑに今後の世界理想は宗教的となつてゆくこと信じます。ここにおいて私達は、謙敬なる念佛のもとに、御同朋の文化、御同行の社會を願ひつゝ、すぐれた日本國家を再建してゆきたいと念ずるものであります。

「新しい世界と眞宗」

『眞宗』1947(昭和22)年6月

1947(昭和22)年5月3日に、『日本国憲法』が施行され、各地で祭典等が行われ、新憲法誕生を祝った。そのような中、『眞宗』誌でも、信教の自由と基本的人権、平等と平和という新しい世界を祝いながら、その内容を確認している。

しあわせに生きるための道具

えほん 日本国憲法

絵・文 野村まり子 監修 笹沼弘志



明石書店

日本国憲法の前文を読むと、
ぼーっとからだのゆるむような解放感と、
希望を感じとることができます。
なぜなら、
それは憲法が、
わたしたちひとりひとりの存在を尊重し、
人としての尊厳を保障するものとして、
つくられているからです。

この絵本では、憲法がどういうものなのか、
わたしたちのくらしとどういう関係があるのか、
そんなことを中心に、えがいてみました。

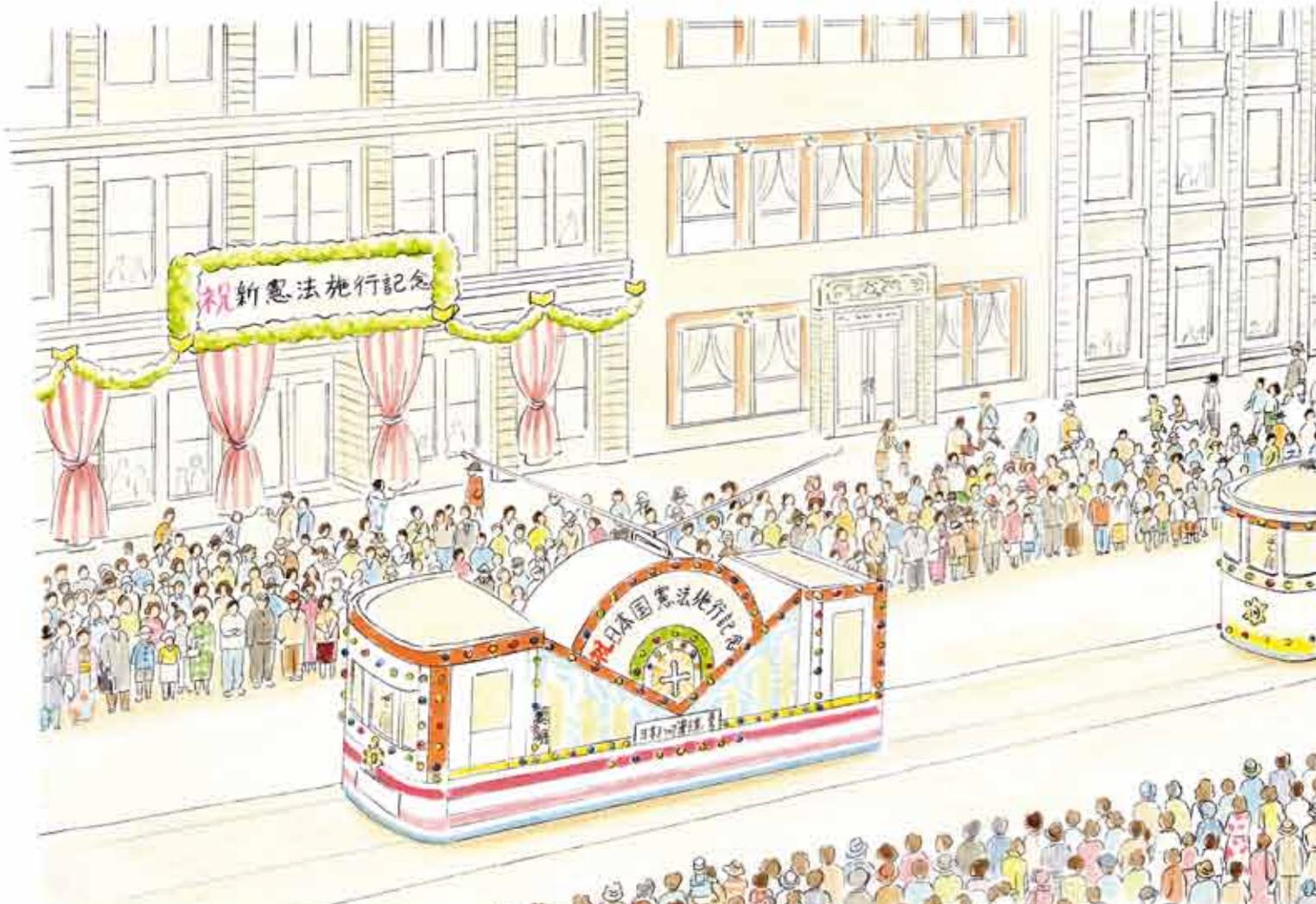
わたしたしが、この憲法ではじめて手にした
「生まれながらの自由と権利」を、
これからもけっして手ばなすことのないように、
これからおとなになる人に、
また、憲法とは何なのかをたしかめてみたいおと
なの人に読んでいただけたらと思います。

そして、
日本国憲法の力強さと優しさをみんなで共有し、
憲法を使いこなして、
日本を「だれもが安心してらせる国」にすること
ができれば、と心から願っています。

野村まり子

大きなぎせいと 新しい憲法

戦争は、1945年8月14日に日本が降伏^{こうぷく}しておわり、つぎの日、8月15日に国民に知らされました。わたしたちの日本国憲法^{にほんこくけんぽう}は、つぎの年、1946年11月3日、大日本帝国憲法^{だいにっぽんていこくけんぽう}にかわって公布^{こうぷ}され、1947年5月3日



日本は、戦後の政治を人権の尊重と民主主義でおこなう、という条件のポツダム宣言を受け入れて降伏。そのために憲法を改正します。しかし、政府の試案は「天皇の統治」をかえるものではなかったため、連合軍総司令部が改正案をつくります。その改正案は、はじめての国会で



1945年9月2日、日本降伏の調印式

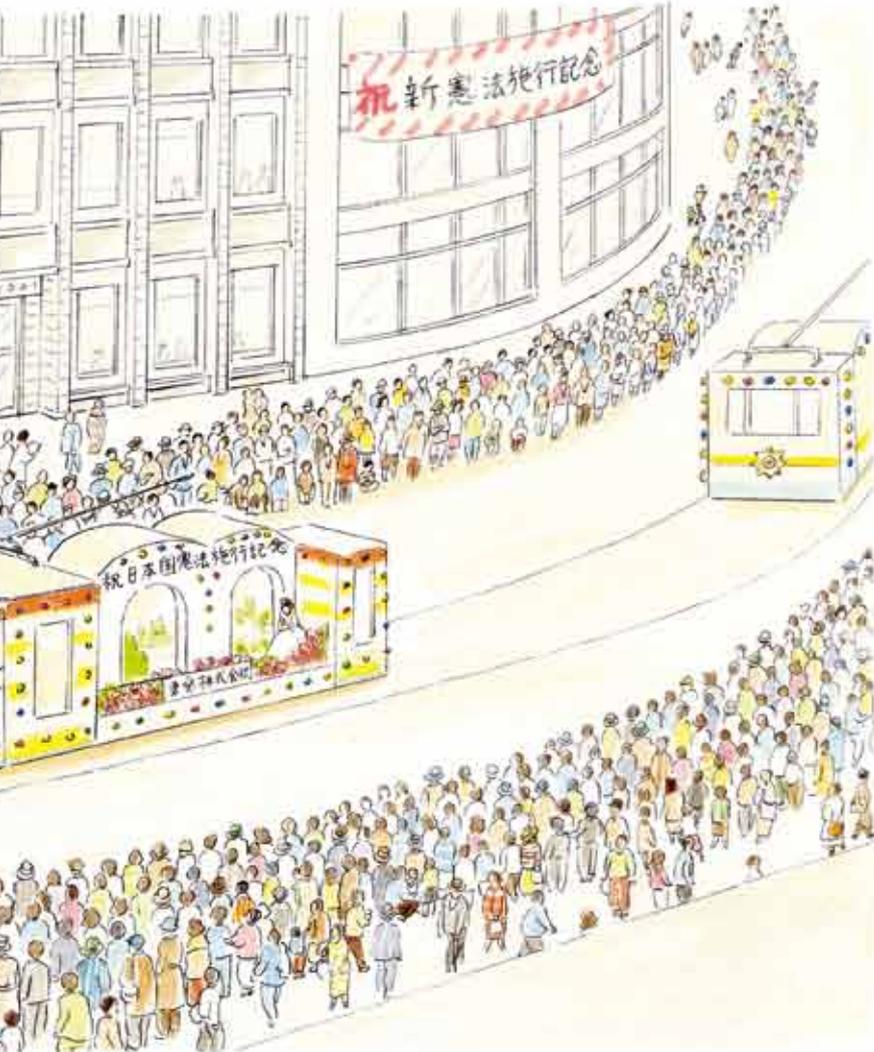


連合軍総司令部（GHQ）は憲法改正案に、憲法研究会の案をとりいれます



女性が参加するのは初めての39人の女性国会議員が

に施行されました。しかし、^{おきなわ}沖繩や^{あまみ}奄美^{おおしま}大島など^{せんりょうぐん}占領軍統治下の地域はのぞかれました。大きな犠牲をはらって、やっと国民は、なにがたいせつなのかに気づきました。ほとんどの国民は、みんなの自由と権利と平和を尊重する、国民主権のこの新しい憲法を、よろこんでむかえたのです。



審議され、賛成多数で成立しました。日本国憲法の誕生です。



戦争は終わっても、親も家もうしなつた戦災は12万人（沖繩本島には3000人）いました



満州から命がけで引きあげてきた子どもたち。日本に帰れなかった人、反対に日本から祖国の、中国に帰れなかった人もいました



戦後、沖繩はアメリカ軍が統治、1972年までアメリカ合衆国の



青空教室で学ぶ



新憲法をひろめるために、街頭れました

前文 第1条天皇は、日本国の であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

武力から平和は生まれない

ひとりひとりの自由と権利は、平和があってこそ実現します。たびかさなる戦争を経験した国民は、武力ではほんとうの平和をつくれなことを知りました。こうして、国民は、二度と戦争をしないことと、そのために、いっさいの武力をもたないことを、この日本国憲法の9条でちかいました。



教師たちのちかい



戦争をくり返さないために、被害の歴史だけでなく、加害の歴史も検証し、共有、継承します



世界の人権侵害をなくすための市民活動



韓国では8月15日(光復節)に、日本の植民地からの解放を祝います



戦争は、いのちをうばうだけでなく、人のつながりを断ち、終わってもなお、消すことのできない傷あとを心に残します



在日アメリカ軍専用基地の78%が、国土面積0.6%の沖縄県に集中しています。基地は、軍隊のつごうを優先させ、地域を分断し、騒音や事故、犯罪の多発などで日々の暮らしをおびやかしています



紛争が絶えない世界では、日本の憲法9条の理念で平和をきずこうとする人びとの活動がひろがっています

憲法9条は、戦後の国際社会で信頼を取りもどすきっかけとなりました。また、新たな人権として注目される「平和的生存権」を先取りしているともいわれます。しかし、政府は、自衛のための最小の軍備といって自衛隊をつくり、さらに憲法を変えて、軍隊にしようとしています。軍隊が、人権のちももらないことは、苛酷な戦争を体験し、今なお巨大なアメリカ軍基地のおかれた沖縄を知ることわかります。そして、軍隊のあることが、かえって日常的な人権侵害や紛争につながると考える世界の人たちは、憲法9条にならって、これからの国際社会をきずくことを提案しています

平和は人権の実現から

平和が永久につづくことをねがう国民は、武力にたよるのではなく、平和を愛する世界の国々にの人の心を信頼して、平和をまもることに決めました。そうやって、わたしたちだけでなく、世界中の人たちの平和に生きる権利を、みんなでいっしょに実現することを、この憲法でめざしているのです。



医療活動



水源の確保



紛争、内戦などでの人道への罪を裁き、防止するために、2002年には国際刑事裁判所がつくられました。また、国際社会では、日常的な人権侵害や、貧困、飢餓、伝染病、紛争の処理など、軍力では解決できない問題のほうが多く、教育や生きるための基盤を整える協力が必要とされています



世界中の人びとの人権と尊厳を確保するために、国際連合（国連）を中心に、多くの人権条約がつけられています

前文 第9条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。